実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	富久山町堂坂地区 (堂坂)	令和3年8月30日	令和5年3月3日

1 対象地区の現状

<i>/</i> ·J <i>/</i> J	40E 4750 M		
①地区内の耕地面積			ha
27	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.6	ha
3 ±	③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8	ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		_
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		5.35	ha
(備	(考)		

2 対象地区の課題

堂坂地区の農地の状況については、70才以上で後継者未定の耕作面積が1.8ha、中心経営体の引き受け意向がある耕作面積が5.35haであり、現状後継者未定の農地については中心経営体が引き受け可能だが、今後地区の農業を守り維持していくために後継者の確保、育成が必要である。

【地域の話合いにおいて抽出された課題】

- ①地域の農業者の高齢化が進み、さらに後継者不足により、地域農業の将来について不安が大きい。
- ②害獣(ハクビシン、タヌキ等)による農作物への被害が増加している。
- ③農産物の価格が安く、後継者が育たない。
- ④用水路の劣化により、水漏れが発生するなど、農作業に支障をきたしている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

堂坂地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1法人、認定新規就農者1経営体及びその他3経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置付け農地集積・集約化により効率的に活用していく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者への農地集積等により対応していく。

中心経営体

属性	性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
加工		(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計		1 法人 4 経営体	水稲ほか	7.15 ha	水稲ほか	12.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・担い手の育成、確保等について

集落内農業者だけでは農地の保全は難しいため、集落外からの入作者について今後中心経営体に加えていくことで担い手の強化を図る。

担い手が効率よく農作業ができる環境づくりを行い、遊休農地を発生させないように努めていく。

新規就農者や後継者がでた場合には、地区の中心経営体とし、農地の集積・集約化をすすめ、農業機械の共同利用を検討するなど、地域ぐるみで支援していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域の図面を作成することにより、獣害による被害箇所を面的に把握し、草刈り作業を実施するなどの方法で隠れ場所をなくす。

また電気柵や箱罠の設置などの対策を講じることで、獣害の発生を未然に予防していく。

地域農業全体について

多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い地区の農地を守っていく。

現在、水路の劣化により水漏れが発生するなど農作業に影響を及ぼす状況であるため、水路を利用する他地域と相談し、共同で修理や保全を検討していく。

・農地中間管理機構の活用方針について

地区内の農地所有者がリタイヤするなどの場合には原則として農地中間管理機構に貸し付けることとする。 また、中心経営体が不慮の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用して新た な受け手へ農地の貸付を進める。